

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年2月4日

京都市長 梶本 頼兼

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名称

黒田簡易水道再整備事業に伴う地上物件調査・移転補償費積算業務

(2) 履行場所（対象）

京都市右京区京北芹生町大畠1番の内

(3) 委託概要

本業務は、黒田簡易水道再整備事業における起業地の地上に存する立木（用材林）を実地調査のうえ、「京都市の公共事業施行に伴う損失補償基準及び同細則」等による移転補償費の積算を行うものである。

ア 調査面積 8百平方メートル（急傾斜部有） 一式

イ 立木調査（用材林毎木） 一式

ウ 北山杉等価格調査 一式

エ 移転補償費積算 一式

(4) 工期

契約の日から平成20年3月21日まで

(5) 支払条件

ア 前払金

なし

イ 部分払

なし

2 入札までの手続

- (1) 下記3の入札参加資格に関する事項について、下記4の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、下記4(4)のとおり通知する。
- (3) 上記(1)の有資格者に対して設計図書を貸与し、入札を行う。

3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日の前日において、現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿（測量・設計等）に登載されている者であって、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した日（(3)にあつては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において、次に掲げる項目のすべての条件を満たす者

- (1) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に基づく「物件部門」の登録を受けていること。
- (2) 平成14年度以降に履行済みの委託業務において、公的機関が発注した地上物件調査を元請として履行した実績があること。
- (3) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定に基づく子会社をいう。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定に基づく親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視することができる資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返

却しませんが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 添付書類

(ア) 補償コンサルタント登録通知書（写し）

3(1)に示す条件を証明するもの。

(イ) 実績調書（用紙交付）

3(2)に示す履行実績を記載し、それを証明することができる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

(2) 申請書等交付の場所及び期間

ア 場所

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

イ 期間

公告の日から平成20年2月12日（火）まで。ただし、京都市の休日を含める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 申請書等の提出方法

この入札に参加しようとする者は、上記4(2)アの場所及びイの期間内に上記4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は仕様書を貸与するので、資格確認通知後、上記4(2)アの場所で速やかに交付を受けること。

ア 通知方法

電話により通知する。

イ 通知予定期日

平成20年2月15日（金）

ウ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において、入札参加資格を有しないと認めた旨通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成20年2月19日（火）午後5時までに、その旨記載した書面を上記4(2)アの場所まで持参し提出すること。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、市長は上記4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、上記3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

6 入札方法

- (1) 入札は、原則として入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。
- (2) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 本件入札において、上記3の参加資格があると認められた者が二者以上である場合は、その者の商号（法人にあっては名称）及び予定価格を入札の前に公表する。
- (5) 本件入札において、上記3の参加資格があると認められた者が一者である場合は、規則第12条第2項の規定に基づき本件入札を取り消す。

7 入札予定日及び場所

平成20年2月27日（水）

京都市上下水道局総務部用度課入札室

8 落札者の決定方法

落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

10 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 上記4(2)アに同じ。
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(上下水道局総務部用度課)